

入札者注意書

※電子入札にて実施

株式会社ゆうちょ銀行コーポレートスタッフ部門総務部

入札及びオープンカウンター方式は、株式会社ゆうちょ銀行コーポレートスタッフ部門総務部から別に公告又は通知した事項のほか、この注意書の定めるところにより行う。

1 入札方法

入札者は次の方法により入札を行わなければならない。

- (1) 下見積書を提出し、入札参加条件を満たした者には「開催通知メール」を送付するので、電子入札システムログイン後の「入札前案件」ページにて「参加申請」を行う。なお、参加申請は入札開始日時までに実施すること。
- (2) 参加申請完了後、入札・開札の日時に入札価格（税抜）を入力する。
 - ア 落札決定に当たっては、電子入札システムに入力した金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額とすること。
 - イ 入札価格には、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料及び関税等一切の諸経費を含めること。
- (3) 入札者は、その入力した入札価格の変更又は取り消しをすることはできない。
- (4) 電子入札システムの操作の不慣れ等（回線障害を含む）により、入札不能となった場合でも、原則、入札のやり直しは行わないので、注意すること。

2 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 競争に参加するための条件を満たさない者又は指名しない者からの入札
- (2) 入札価格が不明確な入札
- (3) 明らかに連合によると認められる入札
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札

3 秩序の維持

- (1) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の厳守
入札者は独占禁止法に抵触する等、次に掲げるような行為を行ってはならない。
 - ア 入札者は入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - イ 入札者は、落札決定の前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
 - ウ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をしてはならない。
 - エ 入札者は、正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い価格で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある入札価格を定めてはならない。
- (2) 入札執行中、公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとしたと認められる者については、入札参加資格を無効とすることがある。
なお、入札執行者が特に必要と認める場合は、当該入札を延期し、又はこれを中止す

ることがある。

4 開札

- (1) 開札は電子入札システムにて行う。
- (2) 入札者は、入札受付終了後においては、入札に参加することはできない。
- (3) 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格のない場合には、直ちに再度の入札（オープンカウンター方式を除く。）を行う。

なお、再度入札（オープンカウンター方式については、初度入札）を行っても落札者がいない場合には、最低価格を示した参加者から順に価格交渉を行い、予定価格の範囲内の価格を提示した者と契約を締結することとする。

5 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、その入札が、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。
- (2) 落札者となるべき者が2人以上あるときは、入札執行者が指示する所定の公平な方法により落札者を決定するものとする。
- (3) 契約責任者等は、落札者を決定したときに入札参加者にその氏名（法人の場合はその名称）及び価格をメールで通知する。

6 落札決定の取消

次の各号のいずれかに該当するときは、落札の決定を取り消す。ただし、契約責任者が、正当な理由があると認めたときはこの限りでない。

- (1) 落札者が、契約責任者から求められたにもかかわらず契約書の取り交わしを行わないとき。
- (2) 入札に関して虚偽又は不誠実な行為があつたとき。

7 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行した結果、落札者となった入札者は、遅滞なく契約書の取り交わしを行うものとする。
- (2) 契約書において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書の作成
ア 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
イ 契約書の作成に要する費用のうち落札者側に発生する費用はすべて落札者の負担とする。

8 「商業登記簿謄本」等の提出

落札者の「役員」及び「主要株主」を確認する場合があるので、契約責任者が求めるときは、「商業登記簿謄本（現在事項（全部）証明書）」、「会社概要」等を提出する。

9 競争に参加することができない者

次の事項に該当する者は、競争に参加することができないものとする。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 次の各号のいずれかに該当すると認められるもので、その事実があつた後、指定する期間を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者につ

いても同様とする。)

ア 契約の履行に当たり故意に物品の製造等を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者

エ 監督、検収又は請求内容の確認に際し職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約の履行をしなかった者

カ その他、当社に損害を与えた者

(3) 次の各号のいずれかに該当すると認められるもので、その事実があった後、1年を経過していない者。(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。)

ア 公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起された者

イ 公共機関が発注した契約に関し、談合又は競売入札妨害の容疑により公訴を提起された者

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをした者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定を受けた者は除く。

(5) 反社会的勢力と認められる者(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。また、再委託する場合は再委託先(再々委託先以降も含む)も含む。)

なお、反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等及びそれらに準ずる者等の属性要件のほか、次に掲げる行為を行う者をいう。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に係り、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用をき損し又は当社の業務を妨害する行為

オ アからエに準ずる行為

(6) 契約の履行に当たり使用する、支配人、代理人、その他の使用人が、上記(4)又は(5)に該当する事実があった者。

10 その他

(1) 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 契約代金の支払場所及び支払時期

ア 支払場所

届出振替口座等

イ 支払時期等

契約の履行を完了し、請求内容の確認を受けたときは、請求書を受領した日から起算して30日後を支払期限とする。

なお、支払代金に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(4) 契約書を取り交わさない場合においても、落札者は契約条項を承諾の上、確実に履行する。

(5) 入札者は、入札後においては、入札者注意書等に掲げた事項、仕様書、図面、見本及び現品並びに契約書案又は契約条項及び明細書の不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。

- (6) 落札者の入札に関して虚偽又は不誠実な行為があった場合は、契約を解除することができるものとする。
- (7) 監督及び検収は契約条項の定めるところにより行う。なお、検収実施場所は、指定する日本国内の場所とする。
- (8) 入札者は、自らが特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）第2条第1項に規定する特定受託事業者（フリーランス）に該当する場合、株式会社ゆうちょ銀行に申し出ること。
- (9) 日本郵政グループは、国連グローバルコンパクトに定める4分野（人権、労働、環境、腐敗防止）10原則を支持しています。
お取引先さま（契約の相手方）にも同コンパクトの内容に配慮した活動への取り組みをお願いします。